

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2021年6月24日～2021年6月30日)

令和3年(2021年)7月2日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
<p>政治</p> <p>与党「法と正義」(PiS)所属下院議員3名の離党 欧州人権裁判所(ECHR)によるキェルツェ地方裁判所副長官解任に関する判決 チシャスコフスキ・ワルシャワ市長による地方自治体協会「共同ポーランド」の設立 行政手続法改正案の下院通過 米国ミサイル防衛局、レジコボ基地へのイージス・アショア用ミサイル機材設置の再開を発表 ポーランド国家安全保障局長官、NATO事務次長と会談 ラウ外相とクルハーネク・チェコ外相との会談 「V4+西バルカン」外相会合の開催 ラウ外相とリーメツツ・エストニア外相との会談 V4首脳会合の開催 アフガニスタンへのポーランド派遣部隊の帰国</p>								お願ひ3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。問合せ先大使館領事部 電話22 696 5005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
<p>治安等</p> <p>ドヴォルチク首相府長官へのサイバー攻撃に関連する動向 国境警備隊、国際指名手配犯を拘束 グダンスクの海水浴場が閉鎖 COVID証明書電子版に関するポーランド政府の発表</p>								
<p>経済</p> <p>政府、海外居住のポーランド人に国内での納税を奨励するプログラムを検討 ドウダ大統領による三海域イニシアティブ(3SI)地域フォーラムへの出席 5月の失業率 ポーランド国債の海外保有率でアジアが多数を占める ポーランドの経済見通し 国有石油会社、韓国企業等と石油化学工場建設に向けた契約締結 CPK (ポーランド空港ハブプロジェクト)特別目的会社の人事異動 PKP貨物の市場シェア増加 EU域内排出量取引制度(EU-ETS)の適応範囲拡大に伴う影響調査 国有石油会社と民間企業、小型原子炉開発に関する協定に署名 大統領、環境・エネルギー・天然資源評議会を設立</p>								
<p>大使館からのお知らせ</p> <p>長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 特例郵便等投票について 大使館広報文化センター開館時間(10月26日(月)より、当面の間入館を一時見合わせ) 文化行事・大使館関連行事</p>								
<p>在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp</p>								

政 治

内 政

与党「法と正義」(PiS)所属下院議員3名の離党【6月25日】

25日、与党「法と正義」(PiS)所属のズビグニェフ・ギジンスキ下院議員、マウゴジャタ・ヤノフスカ下院議員及びアルカディウシ・チャルトリスキ下院議員が同党を離党した。その結果、PiSは下院での過半数を失うこととなった(定数460のうち、3名離党後のPiS議席数は229)。離党した3名は、会派「ポーランドの選択」(Wybór Polska)を結成し、連立与党からは離脱する。

欧州人権裁判所(ECHR)によるケルツェ地方裁判所副長官解任に関する判決【6月28日】

28日、欧州人権裁判所(ECHR)は、2018年にケルツェ地方裁判所のアリナ・ボヤラ副長官及びマリウシ・プロダ副長官がジョプロ法相によって理由を示さずに解任された上、不服申し立ての可能性が与えられていないことは、欧州人権条約第6条の公正な裁判を受ける権利の侵害であるとの判決を下した。同判決を受け、モラヴィエツキ首相は、我々はE

CHRを非常に尊重しているが、司法改革を含む我々のプログラムを優先的に実施しているとコメントした。また、ポーランド法務省は、本判決について、実質的根拠がなく、ECHRの受け入れがたい政治化を意味している、とコメントした。

チシャスコフスキ・ワルシャワ市長による地方自治体協会「共同ポーランド」の設立【6月28日】

28日、チシャスコフスキ・ワルシャワ市長は、ポズナンにおいて、社会運動「共同ポーランド」(Wspólna Polska)の一部である、同名称の地方自治体協会「共同ポーランド」(Wspólna Polska)の設立に関する説明を行った。同協会は、様々な政治的選択肢を持つ地方自治体の活動家をまとめることを目的としており、同市長は、与党「法と正義」(PiS)を打ち負かすためには、全野党が合意を追求する必要があると確信しており、野党「市民プラットフォーム」(PO)及び地方自治体の強化の後、シモン・ハウオヴニャ氏(野党「ポーランド2050」指導者)や他の政党との合意が次のステップとなるだろう、と述べた。

外交・安全保障

モラヴィエツキ首相の欧州理事会出席【24日及び25日】

6月24日及び25日、モラヴィエツキ首相は、ブリュッセルで開催された欧州理事会に出席した。また、同会合に先立ち、V4首相による調整会合が実施された。欧州理事会では、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)のパンデミックとの闘い、経済回復、移民政策、EUとロシア・トルコとの関係、EUと国連との協力関係の強化などが議論された。また、ポーランドの主導により、加盟国を狙ったサイバー空間での悪質な行為が増加していることから、EUにおけるサイバーセキュリティの問題が提起された。同首相は、ロシアとの関係について、EUとその全ての加盟国の利益に沿って、慎重に選択された分野で関与するべきであると主張し、ポーランドは、ロシアとの対話を拡大するための前提条件は、現時点では満たされていないと考えていると述べた。

行政手続法改正案の下院通過【24日】

24日、下院において、行政上の決定に対する不服申立期間を30年とする行政手続法の改正案を、賛成309、反対0、棄権120で採択された。同改正案には、与党「法と正義」(PiS)、農民党(PSL)、「左派」が賛成し、野党「市民プラットフォーム」(PO)のほぼ全ての議員が棄権した。同改正案によれば、裁判所は、財産に関する行政上の決定について、過

去30年以内になされた決定に限り、不服申立ての審査することができるとしており、同期間制限は現在係争中の案件にも適用されることとなる。これにより、共産主義政権によって没収された私有財産について、元の所有者が返還請求を行うことが不可能となる点がホロコースト・ユダヤ人関係者や米国から問題視されていた。

同法案の採択を受けて、在ポーランド・イスラエル大使館は、同改正により、ホロコーストの生存者とその子孫、そしてポーランドが何世紀にもわたって本拠地としてきたユダヤ人社会が、ユダヤ人の財産を返還や補償を求めることが不可能となる、この不道徳な法律は、両国の関係に深刻な影響を与えるだろう、との声明を発出した。また、25日、米國務省のプライス報道官は、ホロコースト時代の返還問題を解決し、すべての被害者の公平性と平等性を確保することが重要だと考えている、昨日のポーランド議会の決定は間違った方向への一歩である、とツイートした。

米国ミサイル防衛局、レジコボ基地へのイージス・アショア用ミサイル機材設置の再開を発表【24日】

24日、米国ミサイル防衛局(MDA)は、米海軍がポーランド北部のレジコボ(Redzikowo)基地にイージス・アショア(弾道ミサイル迎撃システム)用ミサイル機材の設置を再開したことを発表した。ジェチボスポリタ紙は、これはポーランドとの関係が冷めているの

ではないかと言われているバイデン政権が軍事的にはコミットしていることを示す大きな政治的シグナルであると報じた。設置される主なミサイル機材の設置は、米海軍イージス艦が搭載しているものと同様のSM-3ミサイル24発の発射システムである。

ポーランド国家安全保障局長官、NATO事務次長と会談【24日】

24日、NATO大使会議後、ソロフ国家安全保障局(BBN)長官とジョアナNATO事務次長との会談が行われた。同会談においては、ポーランドにおけるサイバー攻撃及びEUとの協力を含めたNATOの対応について意見交換が行われるとともに、軍同士の協力についても話し合われた。

ラウ外相とクルハーネク・チェコ外相との会談【25日】

25日、ラウ外相は、プラハを訪問し、クルハーネク・チェコ外相と会談を行った。両外相は、二国間関係のほか、NATO首脳会合の結果を含む安全保障政策に関する問題、ベラルーシ、ロシア、ウクライナの情勢について議論した。また、両外相は、地域協力、特に28日に開催される「V4+西バルカン」外相会合や三海域イニシアティブ(3SI)についても議論した。ラウ外相は、チェコとの良好な二国間関係を強調し、両国の懸案事項となっているトウルフ炭鉱を巡る交渉でも、緊密なパートナー、隣人として建設的な対話を行うことができると述べた。

「V4+西バルカン」外相会合の開催【28日】

28日、ポーランド西部ポズナン近郊のロガリン(Rogalin)において、「V4+西バルカン」外相会合が開催された。同会合は、6月で終了するV4議長国としての活動の一環で、ラウ外相が主催した。同会合の主な議題は、西バルカン地域の欧州への統合であった。外相らは、現在のEU拡大プロセスのペースを加速させる必要性について一致した。また、V4外相は、政治的側面において、また、EU加盟前及び加盟後の17年間の経験を共有することを通じて、西バルカンの統合への努力に対する揺るぎない支持を表明した。

ラウ外相とリーメッツ・エストニア外相との会談【29日】

29日、ラウ外相は、ワルシャワを訪問したリーメッツ・エストニア外相と会談した。同外相は、エストニアが三海域イニシアティブ(3SI)において、デジタル部

門で主導的役割を果たしていることを評価し、両国が3SIの更なる発展に向けて緊密な協力を維持していくことで一致した。また、両外相は、安全保障問題についても触れ、NATO首脳会合の結果、NATO東方9か国の枠組みであるブカレスト・ナイン等の地域フォーラムでの協力、ロシアの攻撃的な政策に対する脅威、トランスアトランティック関係の重要性について議論した。さらに、両外相は、両国の関係は良好な状態にあり、新型コロナウイルス感染症に関する制限があるにもかかわらず、緊密な関係を維持していることを強調した。ラウ外相は、エストニアは、ポーランドにとって地域における非常に重要なパートナーであり、EU、NATO、国連、その他多くの国際・地域機関における強固な同盟国であると述べた。

V4首脳会合の開催【30日】

30日、ポーランド南部カトヴィツェにおいて、ポーランド議長国下で最後となるV4首脳会合が開催された。同会合は、過去12か月間におけるV4の協力関係を総括し、ハンガリーが次期議長国としての計画を提示する機会であると同時に、現在のEUのアジェンダの中で最も重要な議題について議論する機会でもあった。V4首相は特に、EUの移民・庇護改革、シェンゲン・システム、新型コロナウイルス感染症に関する調整、「欧州の将来に関する会議」について議論した。モラヴィエツキ首相は、コロナウイルスによる大きな変化がある中で、V4及びEUにおいて協力していくことは難しい課題であり、決して容易な1年ではなかったと述べた。また、同首相は、我々は、他の全てのEU加盟国から意見が重視されるEUにおけるパートナーであると強調した。V4議長国は、7月1日からハンガリーに引き継がれる予定である。

アフガニスタンへのポーランド派遣部隊の帰国【30日】

30日、アフガニスタンへのポーランド派遣部隊を乗せた輸送機がヴロツワフの空港に着陸した。20年前に始まったアフガニスタンでの任務が終わろうとしている。この間、ポーランド国防省は、33,000名の兵士及び文官を同任務に参加させ、500に及ぶ機材を運用してきた。アフガニスタンは常に国内紛争に直面しており、同任務の政治的な目標は達成されていない。

治 安 等

ドヴォルチク首相府長官へのサイバー攻撃に関連する動向【27日、29日】

27日、ジェチポスポリタ紙は、ドヴォルチク長官に対する最初のハッキングが2020年9月22日に行われたと報じた。同紙によると、攻撃者は、フィッシン

グ詐欺を通じて、同長官の私用メールアドレスのIDとパスワードを入手したという。

29日、国会において本サイバー攻撃に関する委員会が開催された。出席した議員は、本件に関する説明を政府側に求めたが、チェジンスキー・サイバー

セキュリティ担当政府全権委員は、国家安全保障に関する問題については、非公開セッションでのみ議論すべきであり、公開の場で議論すべきではないと述べた。

国境警備隊、国際指名手配犯を拘束【30日】

29日、国境警備隊は、ロンドンから航空機でヴロツワフにやってきた英国人男性を拘束した。パキスタン生まれの同人は、パキスタンで大規模な詐欺を働いた罪で国際刑事警察機構(ICPO)から赤手配書が出されている指名手配犯であった。同人は今後、パキスタンに身柄を引き渡される見込みである。

グダンスクの海水浴場が閉鎖【30日】

30日、グダンスク周辺の海水浴場11か所が、藍藻(シアノバクテリア)の発生により閉鎖された。専門家によると、藍藻が体内に入ると、下痢、嘔吐、腹痛といった体調不良を引き起こす可能性があるという。保健当局の説明によると、藍藻の発生には様々な気象条件が関係しているため、その発生の予測が困難であるとのことである。

COVID証明書電子版に関するポーランド政府の発表【7月1日】

ポーランド政府は、ポータルサイトにおいて、EUのCOVID証明書(UCC)などの電子版の取得方法などを公表している。同サイトによると、UCCはスマートフォン用アプリ「mObywatel」や「mojeIKP」などでダウンロードが可能であり、新型コロナウイルスワクチンを接種した人、陰性証明を取得した人、新型コロナウイルス感染症から回復した人が各々の証明書をダウンロードできるという。同証明書は、ポーランド語又は英語で取得可能であり、各証明書は無料でダウンロードできるとのことである。チェジンスキ・セイバーセキュリティ担当政府全権委員は、同証明書がダウンロードできるようになった6月21日以降、既に100万人以上がダウンロードを行ったと述べた上、オフラインでも使用可能なので、海外渡航前にダウンロードしておけば、海外でもインターネットに接続することなく表示することができると付け加えた(詳細については、以下リンク先を参照)。

<https://www.gov.pl/web/cyfryzacja/w-unijna-podroz-z-mobywatelem>

経 済

経済政策

政府、海外居住のポーランド人に国内での納税を奨励するプログラムを検討【28日】

28日、財務省は、新たな社会経済プログラム「Polish Deal」の一環として、海外に数年間居住しているポーランド人や海外でビジネスを行っているポーランド人の帰還を促し、国内での納税を奨励するための「帰還救済」事業を発表した。同案では、ポーランドに帰還する人々を対象に、帰国後4年間は軽減税を適用することなどが盛り込まれているという。また、財務省は、10年間は規制を変更しないことを保証するとしている。

ドゥダ大統領による三海域イニシアティブ(3SI)地域フォーラムへの出席【29~30日】

29日、ドゥダ大統領はルブリンで開催された三海域イニシアティブ(3SI)地域フォーラムに出席した(バルト海、黒海及びアドリア海に囲まれた地域のエネルギー、交通・運輸、通信・デジタル等の分野におけるインフラ整備を通じ、南北の連結性強化及び東

西格差の縮小を目的としている)。同大統領は、三海域地域の国々は過去15年で欧州において最もダイナミックな成長を遂げており、欧州経済の牽引役でもあり、魅力的な投資先となっていると述べた。また、当該地域において道路、橋、高速鉄道、パイプライン、光ファイバー等の新たな接続を行うとともに、デジタル・イノベーションについては、単に近代化するのではなく、困難な課題に対する安全性と強靱性を確保する重要性を強調した。さらに、排出ゼロの経済への移行をエネルギー安全保障への脅威にも配慮しつつ進めたいとした。域外国との協力について、戦略パートナーである米国及びドイツとの協力や欧州委員会の支持に言及した上で、アジアを含む強い経済国が3SIに関心を寄せているとし、日本とも対話を開始しており、今後新たな協力関係に発展することを期待する旨述べた。同フォーラムでは、モラヴィエツキ首相もオンラインで挨拶を行ったほか、ラウ外務大臣もビデオ・メッセージを寄せた。

マクロ経済動向・統計

5月の失業率【24日】

中央統計局(GUS)によれば、5月の失業率は6.1%(対前月比0.2%減)で、5月末時点の登録済み失業者数は102万6,700人となった(4月末時点では105万3,800人)。

ポーランド国債の海外保有率でアジアが多数を占める【28日】

28日、財務省は2020年公債報告書を発表した。同報告書によると、2020年の国債は1兆975億ズ

ロチで、うち83.9%を国内投資家、16.1%を海外投資家が保有しているという。また、海外投資家保有分については、その51%がアジアの投資機関によるものであり、日本の機関が35.6%を占め最大となった。なお、2番目に大きかったのがルクセンブルクで11.6%、3番目がオランダで10.4%と続いている。

ポーランドの経済見通し【28日～29日】

米格付け会社スタンダード・アンド・プアーズは、ポーランドのGDP成長率について、2021年は4.5%、2022年は5.4%になるとして前回から予測を

引き上げた(前回はそれぞれ3.4%、4.4%)。これは、欧州復興基金の活用方針がより明確になったことや2021年第1四半期の経済指標が予測よりも好調であったことを受けたものである。同社は、ポーランド中央銀行による利上げの時期について、おそらく2022年半ばに行われ、2023年には政策金利をパンデミック前の1.5%に戻すとの見通しを示した。また、欧州復興開発銀行(EBRD)は、ポーランドのGDP成長率について、輸出の伸びや経済の多様化を背景に、2021年は5%、2022年は4.8%に達するとの予測を発表した。

ポーランド産業動向

国有石油会社、韓国企業等と石油化学工場建設に向けた契約締結【23日】

国有石油会社 PKN Orlen は、ヒュンダイ・エンジニアリング(韓)、Técnicas Reunidas(西ゼネコン)と石油化学プラント(Olefins III complex)の建設工事請負契約(EPCC)を締結した。投資額は約135億ズロチで、2024年第一四半期に建設完了し、2025年からの生産開始を予定している。これにより、同社は、EBITDA(償却前利益等)を年間10億ズロチ増加させ、1トン当たりのCO2排出量を30%低減できるという。

CPK(ポーランド空港ハブプロジェクト)特別目的会社の人事異動【30日】

CPK 特別目的会社は、ミハウ・ヴロナ(Michał Wrona)財務担当副社長は一身上の都合で離任することとなり、ミコワイ・ヴィルド(Mikołaj Wild)社長に引き継がれることとなった旨発表した。最近の同社の活動としては、新たな CPK 鉄道の建設を準備するための契約に署名を行っている。また、6月初めにモラ

ヴィエツキ首相がワルシャワと新中央空港間の路線の建設に関する署名式に参加したほか、先週にはホラワ・インフラ副大臣がポドカルパツキ県ジェシュフ(Rzeszów)と同県ウェントブニヤ(Łętownia)間の路線の建設に関する署名式に参加している。同路線からワルシャワへの更なるルートについては、有名なグルジェツ果樹園を横断することになっており、争点となっている。

PKP貨物の市場シェア増加【30日】

2021年5月PKP貨物は2020年の同時期と比較して輸送貨物量が約30%増加した。同月にPKPは前年比+28.5%にあたる780万トンの貨物を輸送し、その結果、同月のPKPの市場シェアは前年比+1.84%にあたる39.75%に達した。増加した貨物量の内訳として、石炭(ハードコール)が+38.9%、石・砂利・石灰が+18.7%、コークス・褐炭が+110.8%、金属・金属品が+54.5%、人工肥料が+51.9%それぞれ増加した。

エネルギー・環境

EU域内排出量取引制度(EU-ETS)の適応範囲拡大に伴う影響調査【25日】

ポーランド経済研究所(PIE)は、EU域内排出量取引制度(EU-ETS)の適用範囲拡大に伴う影響に関する報告書を発表した。EU-ETSに運輸部門と住宅部門を対象に加えた場合、エネルギーコストは、平均的に運輸部門で44%、住宅部門で55%の増加が見込まれる。ポーランドの家庭では、シナリオに応じて84%~163%のコスト増が予想される。当該報告書では、EU域内の1世帯が負担する潜在的成本は、802ユーロ(運輸:373ユーロ、住宅:429ユーロ)と試算している。さらに、CO2排出権取引価格は1トン当たり180ユーロ(現在54ユーロ)まで上昇し、これにより、ポーランド産業界が破壊的な影響を受けるだけでなく、2025年から2040年の間にEUの家計に11億ユーロの負担が強いられることとなる。PIEは、最貧困層への支援策(燃料価格の上昇

を補う補助金や税の軽減)などの実施を推奨している。

国有石油会社と民間企業、小型原子炉開発に関する協定に署名【29日】

27日、国有石油会社PKN Orlenと民間企業Synthosグループは、小型原子炉開発に関する協定に署名した。今後数か月以内にOrlen Synthos Green Energyと呼ばれる特別目的事業体を設立し、事業を進めていくことになる。同署名は、小型原子炉を含む、低排出・ゼロ排出のエネルギー分野で協力するものとなっている。アナリストは、主要国営企業との契約がSynthosにとって小型原子炉計プロジェクト、特に関連する規制の検討を前進させるとみている。小型モジュール炉の技術は依然として進んでおらず、商業段階よりもかなり前の段階にあり、同様のプロジェクトは、米国で5~7年間実施される予定

である。ポーランドにおいて小型モジュール炉は2050年に向けた Orlen の戦略の一部になり得ると、関係者は述べている。

大統領、環境・エネルギー・天然資源評議会を設立【30日】

30日、ドゥダ大統領は、環境・エネルギー・天然資源評議会を設立し、議長に大統領府顧問のパヴェウ・サウヱック氏を指名した。同評議会は、議長と3

人の専門家で構成されており、主に①当該分野の分析と大統領の補佐、②大統領が提出する法案の作成及び既存法案の調査・分析、③当該分野のフォーラムの設立、④自然環境を保護するための教育及び広報活動を任務としている。ドゥダ大統領は、評議会が発足した最初の理事会において、同評議会がポーランドのエネルギー移行に関連する問題を議論する専門機関であると指摘した。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1)外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2)以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3)上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4)現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5)不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者の増加が続いており、同3月20日には、感染事態が宣言されました。同10月24日からポーランド全地域において、全ての公共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取るようになっていきます。幼稚園、保育園の活動に制限がありますが、各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください。2021年2月27日から、公共の場で口及び鼻を覆う際は、マスクのみが認められ、スカーフやマフラー、フェイスガード等で口などを覆うことは認められなくなっています。また、同3月20日からポーランド全域において商業施設やショッピング・モールなどが閉鎖されるなど、防疫措置が再び強化されました。5月1日から段階的に制限措置が解除されており、商業施設やショッピング・モールが再開されたほか、野外におけるマスク着用義務が解除されました。また、5月14日からは飲食店や文化施設などの営業が条件付で再開されます。ポーランド政府は引き続き制限措置を段階的に緩和していく旨発表していますが、今後の感染症状次第で変更もあり得るとも言及していますので、引き続きご留意ください。国家警察本部がマスク着用義務を履行しない者に対する取締りを厳しく行うと発表していますので、御注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。

また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年3月からは健康保険証としても使えるようになる予定です。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

特例郵便等投票について

今次第204回通常国会において、「特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律」が成立し、6月18日に公布(同法律施行令及び同法律施行規則も同日公布)されました。これにより、新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしており、かつ、一定の要件に該当する方は、令和3年6月23日以後、その期日を公示又は告示される選挙から「特例郵便等投票」が可能になりました。在外選挙人名簿に登録されている方につきましても、帰国中に新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養等を行い、かつ、一定の要件に該当する場合は、「特例郵便等投票」の対象になります(ただし、衆議院議員又は参議院議員の選挙における投票に限ります)。詳細につきましては、下記リンク先をご参照ください

外務省HP: https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ov/page23_003459.html

総務省HP: https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/tokurei_yuubin.html

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

7月5日(月)から、広報文化センターへの入館を再開します。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご来館の際には所定の衛生条件に従っていただきますようお願い申し上げます。

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-7300、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51、Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

【開催中】展覧会「アイヌの世界 プロニスワフ・ピウスツキから萱野茂にかけて」【3月12日～8月29日】

ワルシャワのアジア太平洋博物館にて、展覧会「アイヌの世界 プロニスワフ・ピウスツキから萱野茂にかけて」が開催されます。アイヌ文化及びプロニスワフ・ピウスツキ、萱野茂の研究を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所: Muzeum Azji i Pacyfiku im. Andrzeja Wawrzyniaka, Solec 24, 00-403 Warszawa

詳細: <https://www.muzeumazji.pl/en/temporary-exhibition/the-world-of-the-ainu-from-bronislaw-pilsudski-to-shigeru-kayano/>

【開催中】アートグラフィック展覧会「オリンピック競技」【6月8日～7月9日】

ワルシャワのポーランド・オリンピック委員会「GALERIA-1」にて、ワルシャワ美術大学友人協会主催によるアートグラフィック展覧会「オリンピック競技」が開催されます。入場は無料です。

開催場所: Centrum Olimpijskie - Polski Komitet Olimpijski, Galeria Centrum-1, Wybrzeże Gdynskie 4, 01-531 Warszawa

詳細: <https://fb.me/e/12iMkdY8P>

【予定】第4回日本のゲームフェスティバル【7月3日(土) 12:00~18:00】

ワルシャワ市にて、日本の大衆文化愛好家協会「アニマツリ」主催による『第4回日本のゲームフェスティバル』が開催されます。碁、麻雀、花札、剣玉などのワークショップが予定されています。

開催場所:ワルシャワ市、Fabryczna 1/3

詳細:<https://fb.me/e/U7g3sR0W>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ Eメールアドレス(newsmail@wr.mofa.go.jp)